パート・アルバイトの皆さん、社会保険の対象が変わります。

パートタイムやアルバイトとして働いている皆さん、一定の条件を満たせば、厚生年金保険や健康保険などの社会保険の加入対象となることをご存じですか。

10月1日から従業員数101人以上の企業で働く方も社会保険の加入対象になります。社会保険に加入すると、将来の年金が増えたり、医療保険の給付が充実したりするなど、より手厚い保障を受けることができます。

Q1 10月からの社会保険の加入対象は？

A：従業員数101人以上のパート・アルバイトにも

日本に住む20歳以上の方は、公的年金制度（国民年金や厚生年金保険）や医療保険制度（健康保険など）に加入することになっています。

このうち、企業などで働く方が加入対象となるのが、厚生年金保険や健康保険といった「社会保険」です。フルタイムで働く方等（※1）だけでなく、一定の条件（※2）を満たすパートやアルバイトの方も社会保険の加入対象となります。

10月からは、従業員数101人以上の企業で働いているパートやアルバイトの方にも加入対象が拡大されます。

※1：フルタイムで働く方及び、週所定労働時間及び月所定労働日数がフルタイムの4分の3以上の方（正社員か否かは問いません）

※2：週所定労働時間20時間以上、月額賃金8・8万円以上、勤務期間1年以上見込み、学生ではない、従業員数501人以上の企業で働いている。

Q2 どんな手続きが必要？

A：厚生年金保険・健康保険の加入手続きは勤め先を通じて行います

10月の適用拡大により新たに厚生年金保険や健康保険に加入する方は、基本的に、ご自身の勤め先の会社を通じて手続きを行うことになります。ただ、それまで加入していた国民健康保険や、配偶者の健康保険における被扶養者の資格喪失などの手続きは、別途ご自身で行う必要がありますのでご注意ください。

【国民年金に加入している方】

厚生年金保険の加入手続きは勤め先の会社を通じて行います。

【配偶者の健康保険に加入している方】

健康保険の加入手続きは、ご自身の勤め先の会社を通じて行いますが、配偶者の健康保険における資格喪失の届出を配偶者の勤め先を通じて行う必要があります。その旨を配偶者の勤め先に申し出てください。

【国民健康保険に加入している方】

健康保険への加入手続きは勤め先の会社を通じて行いますが、国民健康保険の資格喪失の届出は自身で行う必要があります。具体的な手続きなど詳しくは、窓口税務課にお問い合わせください。

令和４年（2022年）10月から社会保険の加入対象になる方

従業員数101人以上の企業で働く、以下のすべてを満たす人が対象になります。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2か月を超える雇用の見込みがある（フルタイムで働く方と同様）
- 学生ではない

Q3 社会保険に加入するメリットは？

A：将来もらえる年金が増えるほか、保険料の半分を会社が負担します

①将来もらえる年金が増えます

厚生年金保険に加入すると、全国民共通の基礎年金に加えて、在職中の給料の額に基づいて計算される「報酬比例」の厚生年金を受け取ることができます。例えば、厚生年金保険に40年間加入し、毎月約8，100円の保険料を納めた場合、将来受け取る年金額は毎月1.9万円増えます（※3）。

モデルケース（月収88,000円）	保険料	増える年金額（目安）
40年間加入	月額8,100円（年間97,200円）	月額 18,000円
20年間加入	月額8,100円（年間97,200円）	月額 9,000円
1年間加入	月額8,100円（年間97,200円）	月額 450円

②障がいがある状態になった場合なども、より多くの年金が支給されます

厚生年金保険の加入期間中に、万一、障がいがある状態になった場合、障害基礎年金のほかに障害厚生年金が支給されます。また、障害基礎年金は障害等級1級または2級の場合に支給されますが、障害厚生年金は障害等級3級の場合も支給されます。

また、万一お亡くなりになった場合も、遺族に遺族基礎年金のほかに遺族厚生年金が支給されます。

③医療保険（健康保険）の給付も充実します

医療給付の内容は、各医療保険制度共通で、基本的に本人・家族で差はありませんが、一部の現金給付（傷病手当金、出産手当金）について、差があります。健康保険に加入していると、病気やけが、出産などで仕事を休まなければならない場合には、傷病手当金や出産手当金として、賃金の3分の2程度の給付を受け取ることができます。

④会社が保険料の半分を負担します

国民年金や国民健康保険では被保険者本人が保険料を全額負担しますが、厚生年金保険や健康保険に加入した場合には、保険料の半分を会社が負担します。

事業主の皆さんへ

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップに取組む事業主を支援する「キャリアアップ助成金」をご活用ください。

パートやアルバイトで働く方の中には、保険料負担を回避するため、年収が被扶養認定基準（年間収入130万円）を超えないよう、働く時間などを調整する傾向が見られます。そうした就業調整を防ぎ、社会保険の適用拡大を円滑に進める観点から、パートやアルバイトの方の賃金の引上げ等や、本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすことを通じ、人材確保を図る意欲的な事業主に対して、キャリアアップ助成金による支援を実施しています。

詳しくは、最寄りの岐阜労働局またはハローワークへお問い合わせください。

この記事の関連リンク

【厚生労働省】
社会保険適用拡大 特設サイト

【日本年金機構】
令和４年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大